

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 5月10日

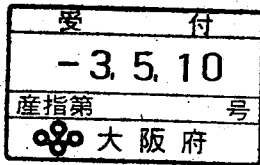
大阪府知事 殿

提出者
住 所 大阪府三島郡島本町山崎2丁目1番1号

氏 名 大阪染工株式会社
代表取締役社長 細川 勇夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-961-1221



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪染工株式会社
事業場の所在地	大阪府三島郡島本町山崎2丁目1番1号
計画期間	令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	11：繊維工業
②事業の規模	出荷額 2,426百万円
③従業員数	185
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	排出量	1.48 /	3825.8 /
	(これまでに実施した取組) 環境問題を考え、焼却炉 焼却物見直し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	排出量	1.48	3825.8
	(今後実施する予定の取組) 含水率の削減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、汚泥、木、金属等分別、保管をしている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を維持する

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
27.72 /	31.7 /	10.23 /	20.67 /

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
27.72	31.7	10.23	20.67

石綿 (非作動性)	管理型混合物		
1.36 /	36.66 /		

石綿 (")	管理型混合物		
1.36	36.66		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0	0
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0	0
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	±.48 1.4	3825.8 3399.93
(これまでに実施した取組) 特に無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	28.51 1.4	3926.48 3399.93
(今後実施する予定の取組) 使用薬剤の見直しも含め再検討する。			

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
0	0	0	0

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
0	0	0	0

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
0 t	0 t	0 t	0 t

汚泥	汚泥	廃油	廃刃削
0 t	0 t	0 t	0 t

石綿	管理型混合物		
0	0		

石綿	管理型混合物		
0	0		

石綿	管理型混合物		
0 t	0 t		

廃プラスチック類	廃プラスチック類		
0 t	0 t		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0	0
	（これまでに実施した取組） 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	0
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	全処理委託量	0.08 / t	425.87 / t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.08 / t	425.87 / t
	再生利用業者への 処理委託量	0.08 / t	425.87 / t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 実施していない。			

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
0	0	0	0

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
0	0	0	0

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
27.72 /	31.7 /	10.23 /	20.67 /
27.72 t	31.7 t	10.23 t	t
27.72 t	31.7 /t	10.23 /t	20.67 t
t	t	t	t
t	t	t	t

石綿	管理型混合物		
0	0		

石綿	管理型混合物		
0	0		

石綿 (非石棉性)	管理型混合物		
1.36 t	36.66 t		
1.36 t	36.66 t		
t	t		
t	t		
t	t		

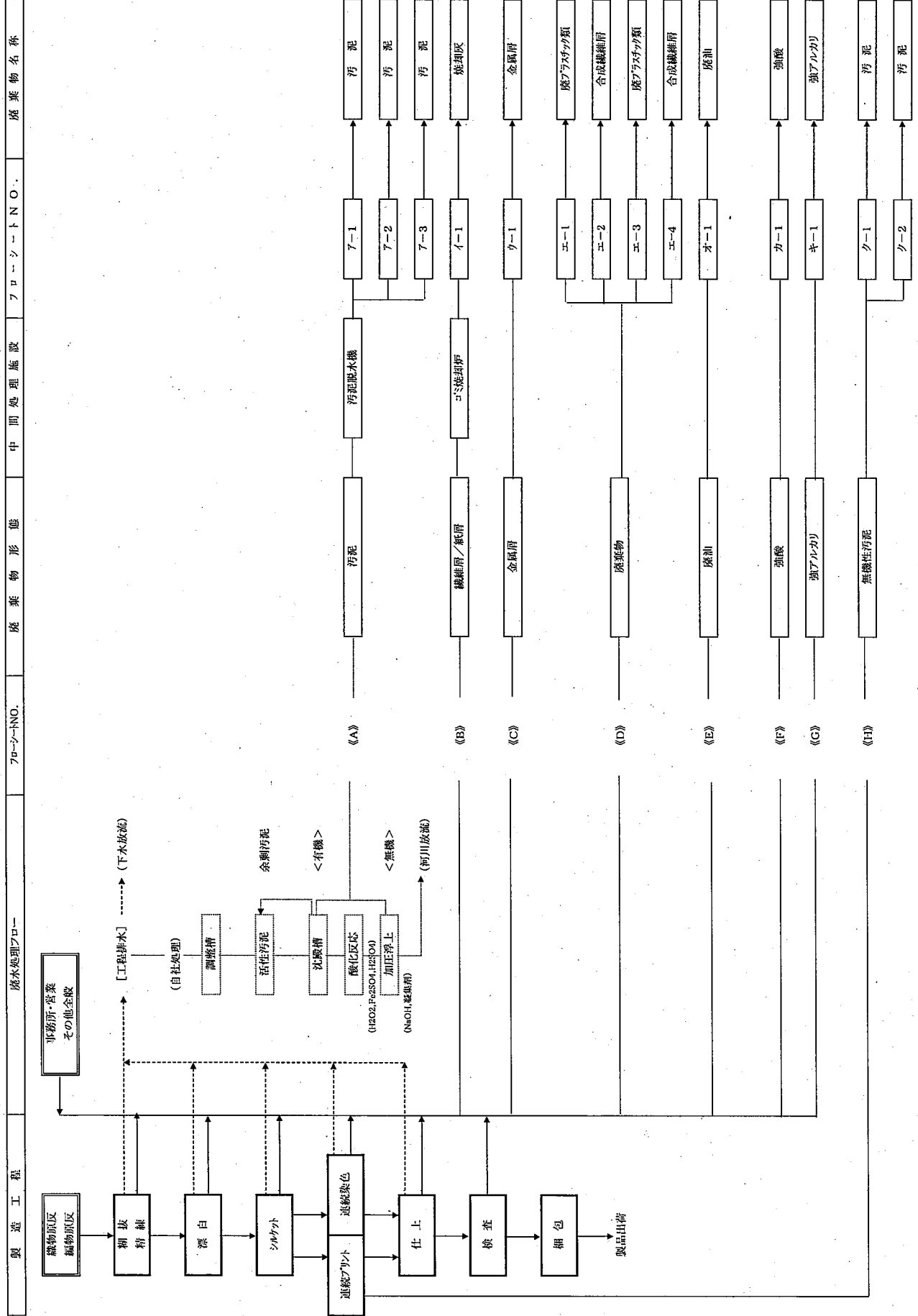
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	汚泥
	全処理委託量	0.08 t	425.87 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.08 t	425.87 t
	再生利用業者への処理委託量	0.08 t	425.87 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>処理業者については、出来る限り優良認定処理業者を選定する。また定期的に実施している処理状況の現地確認を継続する。</p>			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類	金属屑
27.72	31.7	10.23	20.67
27.72 t	31.7 t	10.23 t	0 t
27.72 t	31.7 t	10.23 t	20.67 t
t	t	t	t
t	t	t	t

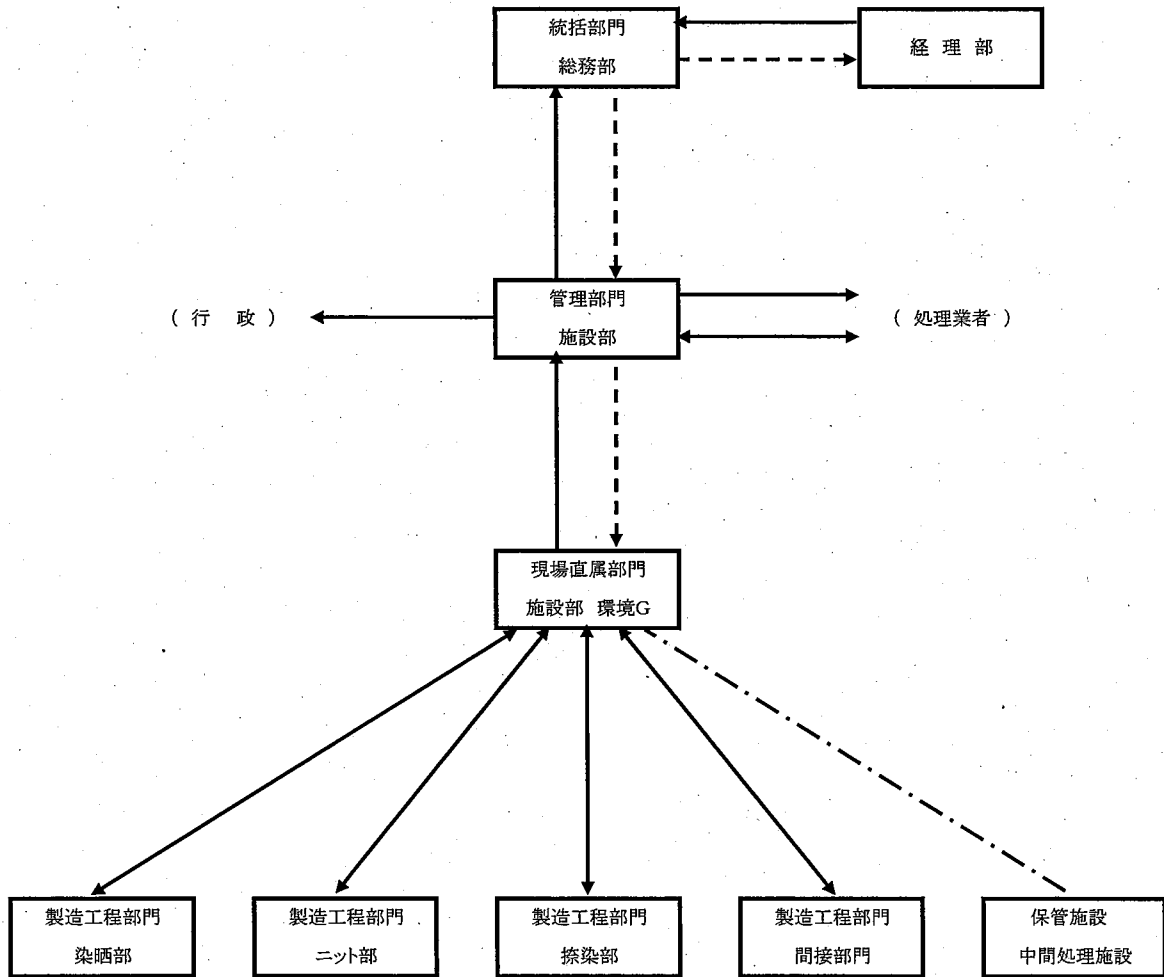
石綿(非石棉性)	管理型混合物		
1.36	36.66 t		
1.36 t	36.66 t		
t	t		
t	t		
t	t		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



管理体制図



- 報告
- ↔ 相互連絡
- - - -> 指示
- · - · - 直轄

別添3

[各部署の役割]

部 署	役 割
<p>A 統括部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの統括的に把握管理 ・処理施設(事業所内、外)の定期的査察 ・各部署間の調整及び指示 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・処分業者との委託契約
<p>B 管理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの記帳等を作成 ・廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告、対応等 ・処分業者への委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定 ・上記をAに報告
<p>C 現場直 属 部 門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各現場の維持管理点検等 ・保管施設での保管量の把握、記録の作成等 ・中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 ・上記をBに報告
<p>D 経理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理費の算出 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・上記をAに報告